

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2021 年 5 月 31 日

株式会社ワールド

代表取締役 社長執行役員 鈴木信輝

問合せ先：法務・統制監理部 070-1256-1273

証券コード：3612

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値・株主価値を継続的に向上させていくために、経営の透明性を高め、法令及び社会規範の遵守を前提にした健全で競争力のある経営管理組織及び経営の意思決定の仕組みを構築することであると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2④】

議決権の電子行使や議決権電子行使プラットフォームの利用、および招集通知の英訳につきましては、今後の機関投資家や海外投資家の比率等に加えコスト等の視点も踏まえながら、検討を進めたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

当社は、政策投資株式につきましては、順次縮減を進めており、原則、保有しない方針です。
ただし、取引関係の維持や事業機会の創出等につながり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると認めた場合に限り、政策的に他社株式を保有することがあります。
また、政策保有株式の議決権行使に際しては、その議案の内容が相手先企業の価値向上に資するかどうか、及び当社の企業価値に与える影響などを勘案して、総合的に判断を行います。
なお、当社は、当社グループの保有する政策保有株式（M&Aに伴い保有することとなったものを含みます。）につきましては、毎年、取締役会で個別銘柄毎に保有継続の必要性・合理性について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクなどに照らし検証することとしております。

【原則1-7】

当社は、「関連当事者取引管理規程」を定め、関連当事者との取引を行う際には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性を十分に検討した上で取締役会の承認を得ることとし、また、毎事業年度末時点で取引が継続している関連当事者取引について、その取引継続の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性を取締役会に報告することとしております。

【原則2-6】

当社について、該当事項はありません。

【原則3-1】

（i）当社グループの経営理念を当社ウェブサイトにて開示しています。また、経営戦略につきましては、有価証券報告書等において開示しているほか、当社ウェブサイト、決算説明会資料等での開示を進めてまいります。

（ii）当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を当社ウェブサイトにて開示しており、またコーポレートガバナンスに関する報告書「I.1. 基本的な考え方」にも記載しております。

（iii）取締役の報酬は、取締役（監査等委員である者を除く）と監査等委員である取締役に区分して、株主総会において定められた報酬総額の範囲内において各取締役に配分するものとし、その配分は、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定します。但し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定します。

（iv）取締役候補者の選任に当たっては、社内外における豊富な業務経験や経営者としての資質、見識等（社外取締役の候補者については高度な専門知識を含む）を総合的に勘案するとともに、委員の過半数が社外取締役に構成される指名・報酬委員会の審議を経ることとして手続の客観性及び透明性を担保しております。また、監査等委員である取締役の候補者につきましては、監査等委員会の同意を得るものとしております。なお、経営陣のうち社長執行役員につきましては、執行のトップとして重責を担う立場にあることから、指名・報酬委員会において、その選任に当たり求められる具体的な要素を確認すること、その機能を十分に発揮していないと認められ場合において解任検討がなされるべき具体的な基準を明確にすることなど、選解任に係る手続を整備しております。

（v）株主に対して送付する株主総会議案に関する参考書類において、取締役（監査等委員である者を除く）と監査等委員である取締役の個々の選任理由を記載することとしております。また、経営陣のうち社長執行役員につきましては、（iv）に記載する手続のなかで選解任に係る説明が適切に行われる仕組みとしております。

【補充原則4-1①】

当社は監査等委員会設置会社であり、会社法 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる旨を定款に定めております。この定めに従い、取締役に委任する内容を取締役会で決議し、その内容に沿って取締役会規則の別表として取締役会決

議事項を一覧表にして明確化しております。なお、取締役役に委任する内容は、取締役会にて適宜見直しを行い、見直し結果に応じた変更手続を行っております。

【原則 4－9】

当社では、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を踏まえて、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を独立役員に指定することとしております。

【補充原則 4－1 1 ①】

取締役会は、審議の活性化のための適正な員数を考慮しつつ、社内外から経営に資する豊富な経験、高い見識、高度な専門性、優れた人格や倫理観などを有する者を取締役候補に指名し、株主総会で選任することで、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社にとって最適となるよう努めております。また、取締役候補者の指名にあたっては、指名・報酬委員会の審議を経て、監査等委員会に確認と意見を求めたうえ、取締役会及び株主総会に取締役選任議案として付議しております。

【補充原則 4－1 1 ②】

各取締役の重要な兼職状況については、株主に対して送付する株主総会議案に関する参考書類において開示しております。また、当社の取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合がありますが、兼任社数は合理的な範囲内と考えております。

【補充原則 4－1 1 ③】

当社は、取締役会における実効性の更なる向上を目的として、年 1 回、取締役全員を対象に、取締役会の構成、運営、審議の状況等に関する自己評価をアンケート方式にて行い、その結果に基づき、実効性の分析、評価を実施しております。

2021 年 3 月期における評価の結果、当社の取締役会は、その過半数を社外取締役で構成する客観性、透明性が高い環境のもと、各人の知見、経験に基づき、自由闊達で建設的な議論・意見交換が行われており、取締役会の実効性は、全体として、概ね有効、適切に機能していることを確認しております。

また、経営環境の一層の変化を踏まえ、社外取締役への情報共有に関して、その内容や機会をより充実させる必要がある等の意見が挙げられました。評価を通じて認識された課題につきましては、今後も継続的に改善を進めてまいります。

なお、今後も、年 1 回、定期的にアンケートなどによる自己評価と、その結果の分析、評価を行い、さらなる実効性の向上に取り組んでまいります。

【補充原則 4－1 4 ②】

当社は、取締役就任時、取締役として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行い、また、新任の社外取締役には、就任時において、当社の経営戦略、事業内容、財務内容等に関する知識・情報を説明、提供しております。また、社外取締役に対しては、取締役会上程案件を中心に、適宜、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供し、取締役会での審議の充実を図ると共に、議案審議以外の時間を設けて、当社グループの事業・課題の理解を深めることを目的とした事案や状況の説明等を実施しております。

【原則 5－1】

当社は、株主等との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として、株主等との対話全般については、IR、財務、経理などを統括する役員が担当し、対話を補助する社内の関連部門間で積極的な連携を図ってまいります。また、株主等との建設的な対話を促進するため、決算説明会やウェブサイトでの情報提供等の IR 活動を実施してまいります。さらに、IR 活動を通じて得た意見や要望等については、適宜取締役会等に報告し、企業価値の向上に生かしていくものといたします。なお、株主等の対話に際しては、インサイダー情報の管理についても十分に留意いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
寺井 秀蔵	2,338,554	6.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,938,500	5.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,133,300	3.4
合同会社エイ・ティ興産	1,000,000	3.0
合同会社ケイ・エム興産	1,000,000	3.0
合同会社ワイ・アール興産	1,000,000	3.0
小泉 敬三	981,974	2.9
S&H カンパニー合同会社	873,374	2.6
畑崎 重雄	873,373	2.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口 9）	863,600	2.6

支配株主（親会社を除く）の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000 人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000 億円以上 1 兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社以上 50 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
一條 和生	学者											
鈴木 政士	他の会社の出身者											
佐藤 秀哉	他の会社の出身者											
鈴木 修司	弁護士											
関 美和	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
一條 和生		○		長年、社会学の研究に携わり、特に国際企業戦略及び知識創造理論に基づいた企業変革に関する極めて高度な専門知識を有しておられ、アカデミックバックグラウンドと、各社の社外取締役、アドバイザーボードメンバーを務められた豊富な産学での経験を活かして、当社経営へのアドバイスと当社の価値向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役として選任。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当社基準を満たしているため独立役員として指定しております。

鈴木 政士		○		長年、日本を代表する飲料メーカー企業で、主として経理、経営企画畑を歩まれ、取締役経営企画部長、取締役 CFO を歴任され、組織論に詳しく、EVA など先進的な経営管理手法を導入、定着させられたこと、及び大型 M&A の成功をグループのバリューチェーン拡充と利益成長に結び付けられてきた知見を活かして、当社経営へのアドバイスをいただくことを期待し、社外取締役として選任。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当社基準を満たしているため独立役員として指定しております。
佐藤 秀哉		○		クラウドを活用したシステムソリューションの将来性をいち早く察知し、2006 年に株式会社テラスカイを創業して同社の東証一部上場を主導され、経営全般について豊富な経験に基づく高い見識を有しておられること、また、当社にとってはデジタル軸での一段の成長が不可欠であり、日本企業のデジタルトランスフォーメーションを強力に後押しされてきた同氏には、当社経営へのアドバイスをいただき、企業価値向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役に選任。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当社基準を満たしているため独立役員として指定しております。
鈴木 修司	○	○		あっせん、調停、仲介などの紛争解決手続に弁護士として長年関わられた経験と企業法務に精通した高度な専門知見を活かして、当社のリスク管理、ガバナンス向上を含む当社経営へのアドバイスと当社の価値向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役として選任。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当社基準を満たしているため独立役員として指定しております。
関 美和	○	○		大手広告代理店に入社後、複数の米系投資銀行で投資銀行業務の経験を積んだ後、クレイ・フィンレイ投資顧問でファンドマネジャーを経て東京支店長を 6 年間務めた経験を持ち、またベビーシッターを組織化するメイ・コーポレーションを起業した経歴を有されていること、及びコミュニケーション能力高く、厳しい投資家目線を有する女性経営者に参画いただくことで、当社にとって有益と考えられ、またガバナンス向上などで当社の経営へのアドバイスと価値向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役として選任。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当社基準を満たしているため独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社における監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関しては、以下の通り取り決めております。 ・監査等委員会の職務は、グループ内部監査室において補助するものとする。 ・監査等委員会を補助すべき者を置くものとし、その任命及び解任、評価等については監査等委員会の事前の同意を要するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。 ・監査等委員会を補助すべき者が監査等委員会の職務を補助する場合には、監査等委員会の指示に従うものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社内に内部監査担当部門を設置しており、各事業部及び関係会社の業務について、内部監査を行っております。内部監査体制については、当社に代表取締役 社長執行役員直轄の内部監査担当部門として「グループ内部監査室」を設置し、当社グループにおける内部監査（①内部監査業務、②内部統制モニタリング、③監査結果を受けた業務改善指導、④監査等委員会及び監査法人との連携等）を実施しており、当社の内部監査の人員は 5 名となっております。 監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査等をしております。尚、会計監査人である PwC あらた有限責任監査法人から、通常の会計監査を受けております。 内部監査担当部門、監査等委員会、会計監査人は相互に連携しております。監査等委員会は内部監査担当部門より監査計画及び結果について定期的に報告を受ける等、随時、情報交換を行い連携しております。また、監査等委員会及び内部監査担当部門は会計監査人より監査計画及び結果につき定期的に報告を受ける等、会計監査人とも連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社内有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
7	0	2	5	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社内有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
7	0	2	5	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会については、委員の過半数は社外取締役で構成するものとし、社外取締役5名（一條和生、鈴木政士、佐藤秀哉、鈴木修司、関美和の各氏）及び上山健二（代表取締役会長）、鈴木信輝（代表取締役 社長執行役員）の計7名で構成されております。また、委員長は社外取締役である一條和生氏が務めております。
指名・報酬委員会では、同委員会規則に定める手続に従い、取締役の指名に関する事項や報酬に関する事項について審議を行っており、最近事業年度中には3回開催しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の種類については、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬（譲渡制限付株式）の3種類の組合せとしております。ただし、監査等委員及び社外取締役については、その役割の性質上、利益向上そのものを目標としないことに照らして、基本報酬のみとし、業績連動報酬及び株式報酬は支給しない方針としております。
なお、業績連動報酬に係る指標としては、連結コア営業利益（売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除したもの）と連結当期利益を採用しております。その理由は、連結コア営業利益は会社の實力（本業の稼ぐ力）をもっとも直接的に示すものとして最重要視しつつ、株主還元のための当期利益についても考慮するという考え方からであり、これら指標の計画比の達成度に応じ予め設定した係数をベースにして報酬を決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者	従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------

該当項目に関する補足説明

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社ならびに当社子会社の取締役（監査等委員である者を除く。）、執行役員及び従業員、ならびにワールド健康保険組合の役職員のうち、当社の取締役会等が認めた者に対し、当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的に、ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、取締役（監査等委員である者を除く。）と監査等委員である取締役を区分して、株主総会において定められた報酬総額の範囲内において各取締役に配分するものとし、その配分は、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の承認を経たうえで、取締役会において決議しております。
報酬等の種類については、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬（譲渡制限付株式）の3種類の組合せとしております。ただし、監査等委員及び社外取締役については、その役割の性質上、利益向上そのものを目標としないことに照らして、基本報酬のみとし、業績連動報酬及び株式報酬は支給しない方針としております。
基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬の内容は、全て任意の指名・報酬委員会にて承認され、かつこれらの報酬の割合（構成比率）についても、任意の指名・報酬委員会にて承認を経て、取締役会にて決議されております。
取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針 確定額報酬等については、基本報酬として職位に応じて定めた額を毎月支給しております。			
b. 業績連動報酬等に関する方針 業績連動報酬等については、職位に応じて定めた業績連動報酬の標準値の額に連結コア営業利益ならびに連結当期利益の計画達成度の指標に従って係数をかけ、翌年6月に支給しております。			
c. 非金銭報酬等に関する方針 非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプション）については、職位に応じて定めた額の株式報酬を各事業年度の一定の時期に支給しております。株式報酬は譲渡制限付株式（RS）としており、1年間の任期を全うすることを条件に3年間の譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限が解除されます。			
d. 報酬等の割合に関する方針 基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬の内容は、全て任意の指名・報酬委員会にて承認され、かつこれらの報酬の割合（構成比率）についても、下表を基本方針として、任意の指名・報酬委員会にて承認を経て、取締役会にて決議されております。			
区分	基本方針		
	基本報酬	業績連動報酬等	株式報酬
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	66.77%	14.24%	18.99%
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）	100%	0%	0%
社外役員	100%	0%	0%

【社外取締役のサポート体制】

取締役会上程案件を中心に、適宜、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供し、取締役会での審議の充実を図ると共に、議案審議以外の時間を設けて、当社グループの事業・課題の理解を深めることを目的とした事案や状況の説明等を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

【会社の機関の内容】

当社は監査等委員会設置会社制度を採用しており、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名中社外取締役は3名、監査等委員である取締役3名中社外取締役は2名であります。

業務執行・監視の仕組みについては、取締役会に加えて取締役間にて随時打ち合わせを行い、効率的な業務執行及び取締役間の執行監視を行っております。監督と執行の分離で迅速な意思決定を行うことにより、グループ企業価値の更なる向上を目指しております。同時に、社外取締役が過半数を占める取締役会の監督機能の強化なども図っており、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に取り組んでおります。

【取締役会】

当社では戦略的意思決定を行う取締役会が最高経営意思決定機関と位置付けられております。取締役会は、全ての取締役で組織されており、定時取締役会は、原則、毎月1回開催しております。

【監査等委員会】

当社の監査等委員会規則を制定し、監査等委員会に関し、法令及び定款の定めるところに従って、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とするともに、監査等委員会は、当社グループの業務の適法性、妥当性かつ効率的な運営に資することを目的として、監査・監督活動を行うものとしております。

監査等委員会は、株主総会の決議によって選定された監査等委員である取締役を以て構成するものとしております。

【経営会議】

当社に、社長執行役員らの執行責任者および常勤監査等委員をメンバーとする経営会議を設置し、重要な業務執行案件に関する決議、審議、報告を毎月1回以上行っております。

【取締役の責任限定契約】

当社は法令及び定款の規定に基づき、社外取締役及び監査等委員である取締役との間で責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2015年6月より、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社が監査等委員会設置会社を選択した理由は、事業に関する主要な権限を執行側へ権限委譲することにより、執行者が会社経営を行い取締役会は業務執行・経営機関を監視するモニタリング・モデルの機関形態へ移行するためであります。また、この移行に伴い監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより監査・監督機能の更なる強化が図られております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ、その早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	正確な情報提供等の観点から考慮しつつ、株主の利便性にも資するように株主総会の日程を設定するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	議決権の電子行使や議決権電子行使プラットフォームの利用、および招集通知の英訳につきましては、今後の機関投資家や海外投資家の比率等に加えコスト等の視点

	も踏まえながら、検討を進めたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	同上
招集通知(要約)の英文での提供	同上

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に投資家等への説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRを担当する部署を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ワールドグループ行動規範を取締役会にて制定し、ステークホルダーの立場を尊重し、企業の社会的責任を遂行するため、全ての取締役、役員及び社員一人ひとりが守らなければならない行動原則を定めて当社ウェブサイトで公開しております。ステークホルダーへ向けた行動原則として、以下の内容を行動規範へ定めております。 1.お客様に対する姿勢 2.社員に対する姿勢 3.取引先様に対する姿勢 4.株主に対する姿勢 5.社会・行政に対する姿勢 6.環境に対する姿勢 7.会社に対する姿勢 8.国際社会に対する姿勢 9.危機管理に対する姿勢
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、長期的・持続的な『価値創造企業グループ』として、「ワールドグループ環境方針」を制定し、環境活動を企業経営における重要課題の一つと位置付け、積極的に推進しております。 全ての活動において環境に関する法規制や社会規範を遵守します。 あらゆるロスやムダを削減することで、環境への負荷を低減し、地球環境の保全に努めるとともに、さらなる「品質」「安心・安全」の提供を通じて、お客様に貢献します。 ファッション産業全体のロスを低減することが、サステナビリティある社会の実現に貢献し、企業の社会的責任(CSR)を果たす取り組みであると考えています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性を高めるため、各ステークホルダーに対し、東京証券取引所の定める規則及び金融商品取引法に基づき、適時・適切に開示してまいります。
その他	2018年6月に、関美和氏が監査等委員である取締役(社外)に就任されており厳しい投資家視線を有する女性経営者の視点で経営へのアドバイスと価値向上に貢献いただける体制となっております。 また、当社とそのグループ会社では、次世代育成支援対策法に基づき2011年に基準適合一般事業主の認定を受け、次世代認定マーク「くるみん」を取得すると共に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画による男女公平な評価、処遇、登用を行なうことを目標に掲げており、安心して働き続けられる職場環境や育児支援、職場復帰支援といった制度の整備を通じて女性の登用促進に向けた取組みを行なっております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システム構築に関する基本方針】

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）について、以下のとおり決議しております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システムを整備する。

a. 当社の取締役及び使用人（グループ執行役員を含む。以下同じ。）並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「ワールドグループ行動規範」において、法令を遵守し、社内規程、企業倫理、社会規範及び経営理念に従い誠実に行動すべきことを行動規範として規定し、これをすべての取締役および使用人が遵守すべき最重要ルールと位置付け、その制定改廃は取締役会の承認を要するものとする。
- ・代表取締役 社長執行役員のもと組織されるリスクマネジメント委員会の下にリスクマネジメント担当役員及び担当部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムを推進する。
- ・当社グループ全体のコンプライアンスプログラム全般を統括する「コンプライアンス規程」を制定し、組織体制、リスク評価、教育、監査、問題発生時の対応等を定める。
- ・「内部通報規程」に基づき、内部通報制度（企業倫理ホットライン）を運用し、行動規範違反・不正行為等の情報収集を図るとともに、通報案件に対応する。
- ・当社にグループ内部監査室を設置し、当社グループの財産保全及び業務運営の実態を適正に調査し、不正・誤謬の発生を防止する。更に、経営の合理化並びに効率化に寄与すると共に、意思の疎通及び業務改善の実をあげ、内部管理体制の有効性を評価する機能を担い、あわせて企業の健全な発展を図る。

b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、社内決裁、契約書等の重要情報を保存するものとし、情報の保存及び管理に関する体制の詳細は、以下の各規程において定めるところによる。

文書保存・管理全般：「文書管理規程」

機密情報管理：「機密情報保護規程」

契約書管理：「契約規程」

- ・情報の保存及び管理に関する社内規程・マニュアルに基づき、取締役及び使用人に対する教育・監査等を実施する。
- ・諸規程集等、所定の文書は、ITを活用して常時閲覧できるシステムを構築するものとする。

c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社のリスク管理に関する規程（危機管理規程）の対象範囲を当社グループ全体に適用するものとし、リスクマネジメント委員会は、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・危機管理規程及びリスク分類別マニュアルに基づき、グループ内部監査室が監査等を実施する。

危機管理規程に定義されたリスクの発生状況、対応結果及び影響等については、リスクマネジメント担当部署が一元管理を図る。

- ・代表取締役 社長執行役員のもと組織されるリスクマネジメント委員会の下に担当役員及び担当部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムを推進する。
- ・当社に設置されたリスクマネジメント委員会は、当社グループ全体のリスク管理を推進する機関とし、推進にかかわる課題・対応策を審議する。

d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の執行役員制度により、意思決定の迅速化・効率化と、事業責任の明確化を図るものとする。
- ・当社グループの職務権限や決裁権限に関する規程に基づき、決裁権限ルートを明確化し、定期的に見直すことにより、取締役の意思決定の効率化を図るものとする。
- ・当社と当社子会社とが、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、ワールドグループとして総合的に事業の発展を図ることを目的とした当社グループに関する規程を定めるものとする。
- ・当社のグループ総合戦略に基づく当社子会社戦略は、各子会社が関係部署及び当社関係会社管理組織と調整のうえで立案する。

e. 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ・当社は、当社子会社経営計画検討会を定期的に開催し、会議には、各当社子会社社長又は当社子会社を代表する役員及び当社関係者が出席し、各社ごとに営業状況、利益目標、経営方針及び計画等について討議するものとする。

f. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「ワールドグループ行動規範」を国内連結子会社へ適用するものとし、グループで共通化出来るルールは社内規程においてグループ共通諸規程とし、行動規範及び社内規程を基軸として、ワールドグループ全体でのコンプライアンス体制を推進する。
- ・関係会社管理規程に基づき設置された関係会社管理組織が、役割機能別に子会社を管掌する。
- ・グループ会社管理における一定の事項は、当社の審査・合議などを受けるものとする。
- ・グループ内部監査室がグループ会社監査を実施する。
- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するために、関連する諸法令等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築・整備を推進する。

g. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務は、グループ内部監査室において補助するものとする。
- ・監査等委員会を補助すべき者を置くものとし、その任命及び解任、評価等については監査等委員会の事前の同意を要するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。
- ・監査等委員会を補助すべき者が監査等委員会の職務を補助する場合には、監査等委員会の指示に従うものとする。

h. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から

報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
取締役及び各主管部署の責任者は下記事項につき監査等委員会及びグループ内部監査室長（iiiを除く）に報告をする。
（i、iiは随時、iii、ivは定例的）
i 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
ii 取締役・使用人の法令、定款違反等の不正行為
iii 内部監査の結果
iv 内部通報制度による情報収集及び通報案件への対応の状況
i.当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・通報者に対する不利益な取扱いの禁止を内部通報に関する社内規程において定める。
j.当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役及び使用人は、監査等委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
・監査等委員会は、定期的に代表取締役及び会計監査人と意見交換する機会を設定するものとする。
・必要に応じて専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）から監査業務に関する助言を受けるなど、監査等委員会の円滑な監査活動を保障する。
k.反社会的勢力の排除に関する体制
・「ワールドグループ行動規範」へ、総会屋や暴力団等企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力に対し、組織的な対応と毅然たる態度で臨み、反社会的勢力から持ちかけられる要求に対しては恐れることなく拒否し、関係を一切持たない旨を規定し、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、及び不当要求については拒絶することを基本方針とする。
総務部を反社会的勢力対応部署と位置付け、対応基準としての「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、当社と外部機関の連携体制、反社会的勢力の定義、不当要求・不当行為発生時の対応と報告・相談先等に関して定める。
特殊暴力防止対策連合会、企業防衛対策協議会等の外部専門組織に加盟する等、外部専門機関との連携を図るとともに、対応部署の社員を中心に積極的に講習への参加等を通じ収集した情報の一元管理・蓄積等を行う。また反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、外部専門機関と連携し、対応を行えるよう協力体制を構築する。
取引先については、外部調査機関を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行う。取引先との間で締結する基本契約書には、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んだ上での契約締結を推進する。
当社グループの社員で基本的な考え方を共有化するため、「ワールドグループ行動規範」および「反社会的勢力対応マニュアル」は、社内イントラネットへ掲載のうえ、当社グループ社員に周知徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「ワールドグループ行動規範」および「内部統制基本方針」にて、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針としております。反社会的勢力の排除体制の整備状況は以下の通りです。
（１）対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
対応部署を総務部と定め、総務部長を反社会的勢力対応責任者としています。
（２）外部の専門機関との連携状況
警察、特殊暴力防止対策連合会、企業防衛対策協議会等の外部専門組織と連携を取り、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでいます。
（３）反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
対応部署において、反社会的勢力に関する情報を日常的に収集・蓄積しています。
（４）対応マニュアルの整備状況
「反社会的勢力対応マニュアル」を定期的に見直し、整備しております。
（５）研修活動の実施状況
当社グループのコンプライアンス研修等を通じて、定期的に反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方や対応について教育を実施しております。

V. その他

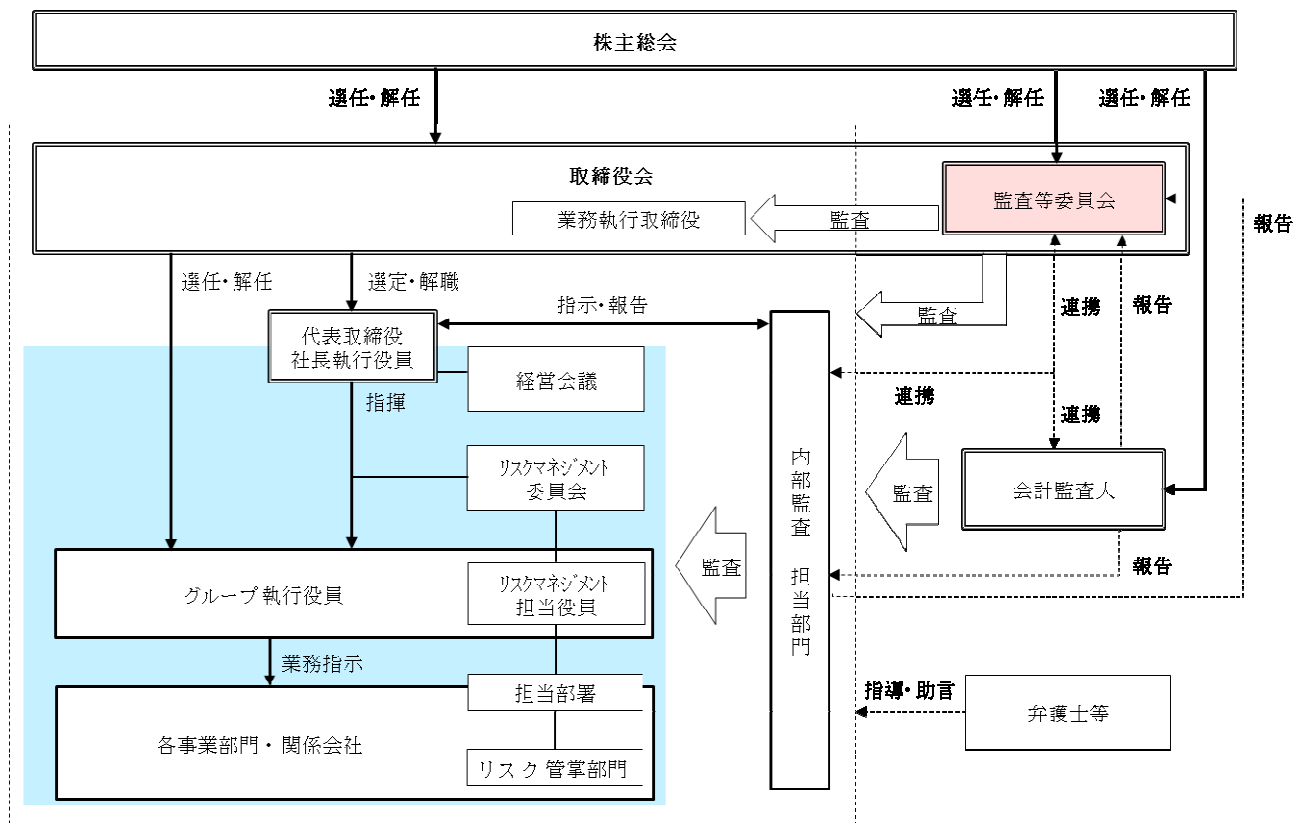
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	
今後も予定しておりません。	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

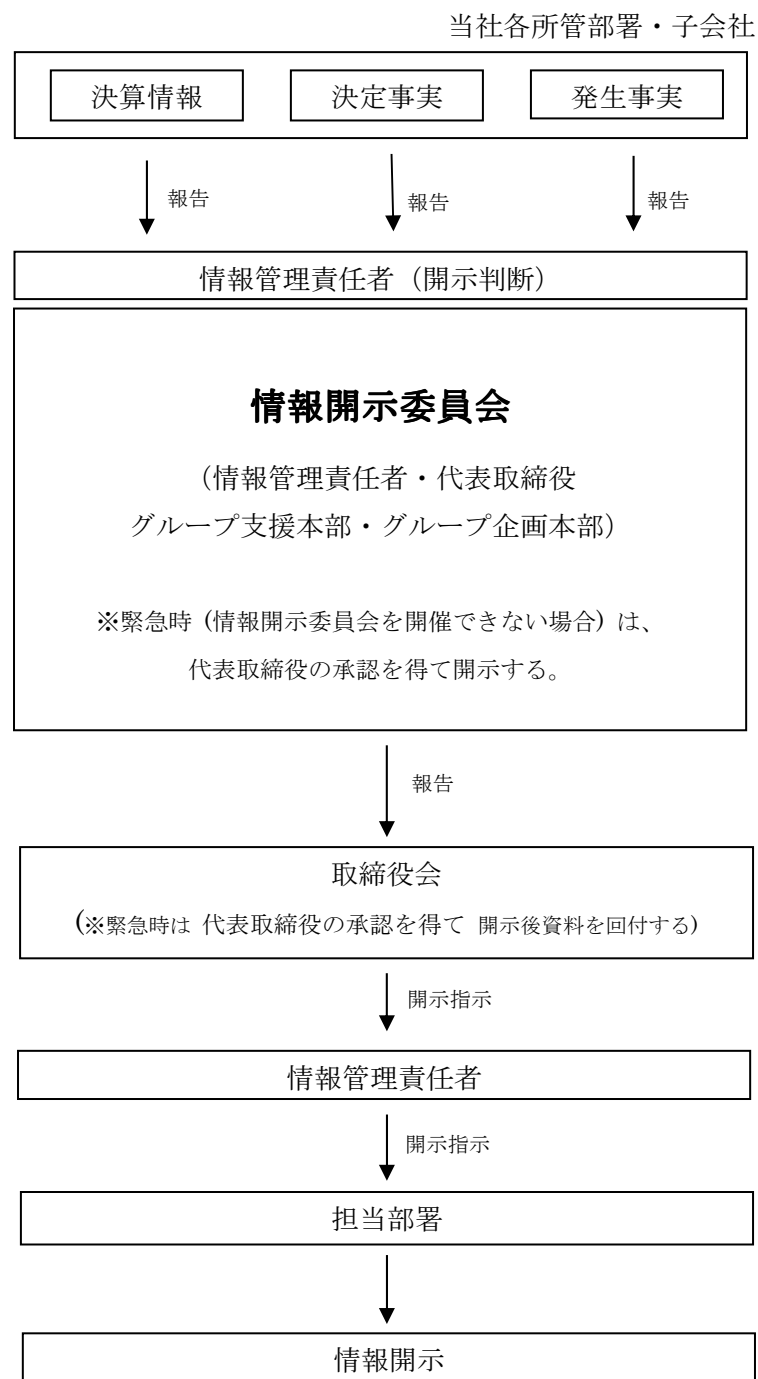
—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

＜情報開示体制図＞



以上